

# 寄 附 行 為

東京都千代田区神田駿河台 2 丁目 9 番地  
財団法人 石川文化事業財団

# 財団法人 石川文化事業財団寄附行為

(昭和53年3月11日一部変更認可)

(昭和60年5月7日一部変更認可)

(昭和62年4月27日一部変更認可)

(平成15年1月14日一部変更認可)

(平成17年7月29日一部変更認可)

## 第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、財団法人石川文化事業財団という。

(事 務 所)

第2条 この法人は、事務所を東京都千代田区神田駿河台2丁目9番地に置く。

## 第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 この法人は、一般文化の向上を図り公益に資するを以て目的とする。

(事 業)

第4条 この法人は、前条の目的を達するために次の事業を行う。

- 一 お茶の水図書館の経営
- 二 学術研究及び文化の向上発展並びに普及に関する施設の経営
- 三 家庭に必要な諸般の講習並びに講演会開催
- 四 日本文化の海外紹介及び普及
- 五 その他目的を達成するために必要な事業

## 第3章 資産及び会計

(資産の構成)

第5条 この法人の資産は、次のとおりとする。

- 一 設立当初設立者石川武美の寄附に係る別紙財産目録に記載された財産
- 二 資産から生ずる収入
- 三 事業に伴う収入
- 四 寄附金品
- 五 その他の収入

(資産の種別)

**第6条** この法人の資産を分けて、基本財産と運用財産の2種とする。

2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- 一 設立当初の財産目録中基本財産の部に記載された財産
- 二 基本財産とすることを指定して寄附された財産
- 三 理事会で基本財産に繰り入れることを議決した財産
- 四 基本財産とされている株式に基づく新株の発行により取得した株式(株式  
配当により取得したものを除く。)

3 運用財産は、基本財産以外の資産とする。

(資産の管理)

**第7条** この法人の資産は、理事長が管理し、基本財産のうち現金は、理事会の議決を経て定期預金とする等確実な方法により、理事長が保管する。

(基本財産の処分の制限)

**第8条** 基本財産は、譲渡し、交換し、担保に供し、または運用財産に繰り入れてはならない。

ただし、この法人の事業遂行上やむを得ない理由があるときは、理事現在数の3分の2以上の議決を経、かつ、文部科学大臣の承認を受けて、その一部に限りこれらの処分をすることができる。

(経費の支弁)

**第9条** この法人の事業遂行に要する経費は、運用財産をもって支弁する。

(事業計画及び収支予算)

**第10条** この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、理事長が編成し、理事会

の議決を経て、毎事業年度開始前に文部科学大臣に届け出なければならない。事業計画及び収支予算を変更しようとする場合も同様とする。

( 暫定予算 )

**第 1 1 条** 前条の規定にかかわらず、やむを得ない事情により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

( 収支決算 )

**第 1 2 条** この法人の収支決算は、理事長が作成し、財産目録、貸借対照表、事業報告書及び正味財産増減計算書とともに、監事の意見をつけ、理事会において理事現在数の 3 分の 2 以上の承認を受けて毎事業年度終了後 3 月以内に文部科学大臣に報告しなければならない。

2 この法人の収支決算に収支差額があるときは、理事会の議決を受けて、その一部又は全部を基本財産に編入し、又は翌年に繰り越すものとする。

( 長期借入金 )

**第 1 3 条** この法人が借入れをしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会において理事現在数の 3 分の 2 以上の議決を経、かつ、文部科学大臣の承認を受けなければならない。

( 新たな義務の負担等 )

**第 1 4 条** 第 8 条ただし書及び前条の規定に該当する場合並びに収支予算で定めるものを除くほか、この法人が新たな義務の負担又は権利の放棄のうち重要なものを行おうとするときは、理事会の議決を経なければならない。

( 株主権の行使 )

**第 1 4 条の 2** 基本財産に組み入れた株式の発行会社の株式に係る次に掲げる事項以外の事項についての株主権の行使に当っては、理事会において理事現在数の 3 分の 2 以上の議決を経なければならない。

一 配当の受領

- 二 無償新株式の受領
- 三 株主割当増資への応募
- 四 株主あての配布書類の受領

(事業年度)

**第15条** この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

## 第4章 役員、評議員及び職員

(役員)

**第16条** この法人には、次の役員を置く。

- 一 理事6名以上12名以内(うち、理事長1名及び常務理事1名とする。)
- 二 監事2名

(役員を選任)

**第17条** 理事及び監事は、評議員会で選任し、理事は、互選で理事長及び常務理事を定める。

- 2 理事の選任に当っては、理事のいずれか1人及びその親族、その他特殊の関係のある者が、理事現在数の3分の1をこえてはならない。
- 3 監事には、この法人の理事(その親族その他特殊の関係のある者を含む。)及び職員が含まれてはならない。また、各監事は相互に親族その他特殊の関係があってはならない。

(理事の職務)

**第18条** 理事長は、この法人の業務を総理し、この法人を代表する。

- 2 理事長に事故あるとき、又は欠けたときは、常務理事がその職務を代理し、又はその職務を行う。
- 3 常務理事は、理事長を補佐し、理事会の決議に基づき、日常の事務に従事する。
- 4 理事は、理事会を組織して、この寄附行為に定めるもののほか、この法人の業務に関する事項を議決し、執行する。

( 監事の職務 )

**第 19 条** 監事は、この法人の業務及び財産に関し、次の各号に規定する業務を行う。

- 一 法人の財産の状況を監査すること
- 二 理事の業務執行の状況を監査すること
- 三 財産の状況又は業務の執行について不整の事実を発見したときは、これを理事会、評議員会又は文部科学大臣に報告すること
- 四 前号の報告をするため必要があるときは、理事会又は評議員会を招集すること

( 役員任期 )

**第 20 条** この法人の役員任期は、2 年とし、再任を妨げない。

- 2 補欠又は増員により選任された役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 3 役員は、その任期満了後でも後任者が就任するまでは、なおその職務を行う。

( 役員解任 )

**第 21 条** 役員は、次の各号の一に該当するときは、理事現在数及び評議員現在数のおのおのの 4 分の 3 以上の議決により、理事長がこれを解任することができる。

- 一 心身の故障のため、職務の執行にたえないと認められるとき
- 二 職務上の義務違反その他役員たるにふさわしくない行為があると認められるとき

( 役員報酬 )

**第 22 条** 常勤の役員は、有給とすることができる。

- 2 役員報酬は、理事会の議決を経て理事長が定める。

( 評議員選出 )

**第 23 条** この法人には、評議員 14 名以上 20 名以内を置く。

- 2 評議員は、理事会で選出し、理事長が任命する。
- 3 評議員の選任に当っては、役員のうちいずれか 1 人と親族その他特殊の関係がある者の数又は評議員のうちいずれか 1 人及びその親族その他特殊の関係がある

者の数が評議員現在数の3分の1をこえてはならない。

- 4 評議員には、第20条及び第21条の規定を準用する。この場合においてこれらの規定中「役員」とあるのは、「評議員」とそれぞれ読み替えるものとする。

(評議員の職務)

**第24条** 評議員は、評議員会を組織して、この寄附行為に定める事項を行うほか、理事会の諮問に応じ、理事長に対し、必要と認める事項について助言する。

(顧問の選任)

**第25条** この法人には、顧問若干名を置くことができる。

- 2 顧問は、この法人の理事の歴任者のうちから、理事会において選任し、理事長が委嘱する。
- 3 顧問の任期は2年とし、再任を妨げない。

(顧問の職務)

**第26条** 顧問は、必要に応じ理事長の諮問に応え、理事会で意見を述べることができる。

(事務局及び職員)

**第27条** この法人の事務を処理するため、事務局及び必要な職員を置く。

- 2 職員は、理事長が任免する。
- 3 職員は、有給とする。

## 第5章 会 議

(理事会の招集等)

**第28条** 理事会は、毎年2回理事長が招集する。ただし、理事長が必要と認めたととき又は理事現在数の3分の1以上から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求されたときは、理事長は、その請求があった日から10日以内に臨時理事会を招集しなければならない。

- 2 理事会の議長は、理事長とする。

( 理事会の定足数等 )

**第 29 条** 理事会は、理事現在数の 3 分の 2 以上の者が出席しなければ議事を開き、議決することができない。ただし、当該議事につき書面をもってあらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。

2 理事会の議事は、この寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、出席理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

( 評議員会 )

**第 30 条** 次に掲げる事項については、理事会においてあらかじめ評議員会の同意を得なければならない。

- 一 事業計画及び収支予算についての事項
- 二 事業報告及び収支決算についての事項
- 三 基本財産についての事項
- 四 長期借入金についての事項
- 五 第一号、第三号及び前号に定めるものを除くほか、新たな義務の負担及び権利の放棄についての事項
- 六 その他この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの

2 前 2 条の規定は、評議員会についてこれを準用する。この場合において前 2 条中「理事会」及び「理事」とあるのは、それぞれ「評議員会」及び「評議員」と読み替えるものとする。ただし、評議員会の議長は、評議員の互選によって定める。

( 議 事 録 )

**第 31 条** すべての会議には、議事録を作成し、議長及び当該会議において選任された出席者の代表 2 名以上が署名押印の上、これを保存する。

## 第 6 章 寄附行為の変更及び解散

( 寄附行為の変更 )

**第 32 条** この寄附行為は、理事現在数及び評議員現在数のおのおのの 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、文部科学大臣の認可を受けなければ変更することができない。

( 解 散 )

**第 3 3 条** この法人の解散は、理事現在数及び評議員現在数のおおのこの 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、文部科学大臣の許可を受けなければならない。

( 残余財産の処分 )

**第 3 4 条** この法人の解散に伴う残余財産は、国、地方公共団体又はこの法人の目的に類似の目的を有する公益法人のうち、解散時における理事現在数の 4 分の 3 以上の同意を経、かつ、文部科学大臣の許可を受けたものに帰属させるものとする。

## 第 7 章 補 則

( 書類及び帳簿の備付等 )

**第 3 5 条** この法人の事務所に、次の書類及び帳簿を備えなければならない。ただし、他の法令により、これらにかわる書類及び帳簿を備えたときは、この限りでない。

- 一 寄附行為
  - 二 役員、評議員及びその他の職員の名簿及び履歴書
  - 三 財産目録
  - 四 資産台帳及び負債台帳
  - 五 収入支出に関する帳簿及び証拠書類
  - 六 理事会及び評議員会の議事に関する書類
  - 七 処務日誌
  - 八 官公署往復書類
  - 九 収支予算書及び事業計画書
  - 十 収支計算書及び事業報告書
  - 十一 貸借対照表
  - 十二 正味財産増減計算書
  - 十三 その他必要な書類及び帳簿
- 2 前項の書類及び帳簿は、永久保存としなければならない。ただし、前項第五号の帳簿及び書類は 10 年以上、同項第七号から第十三号までの書類及び帳簿は、1 年以上保存しなければならない。
- 3 第 1 項第一号、第三号及び第九号から十二号までの書類並びに役員名簿は、これを一般の閲覧に供するものとする。

(細 則)

第36条 この寄附行為施行についての細則は、理事会及び評議員会の議決を経て、別に定める。

附 則

- 1 この寄附行為は、文部科学大臣の設立許可があった日（昭和16年9月10日）から施行する。
- 2 第10条の規定にかかわらず、この法人の設立初年度の事業計画及び収支予算は、設立発起人会の定めるところによる。
- 3 第15条の規定にかかわらず、この法人設立当初の事業年度は、昭和16年9月10日から昭和17年3月31日までとする。
- 4 第17条の規定にかかわらず、この法人設立当初の理事、監事及び評議員は、次のとおりとする。

理事（理事長）	石川武美	評議員	石橋智信
理事	石川数雄	評議員	吉岡弥生
理事	徳富猪一郎	評議員	安井てつ
理事	山本勇造	評議員	吉田茂
理事	増田義一	評議員	姉崎正治
理事	内ヶ崎作三郎	評議員	谷津直秀
理事	安部磯雄	評議員	岩波茂雄
理事	菊池寛	評議員	小平省三
監事	八代登	評議員	下村宏
監事	本郷保雄	評議員	大森洪太